

# 告示

## 埼玉県告示第七百八十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年七月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一件名

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

### 二 日時及び場所

ア 令和六年七月二十二日（月）十時から十一時三十分まで

東松山市高坂市民活動センター 和室（茶室）

イ 令和六年七月二十二日（月）十三時から十四時三十分まで

坂戸市役所庁舎 二〇一会議室

ウ 令和六年七月二十二日（月）十六時から十七時三十分まで

川島町役場庁舎 大会議室

エ 令和六年七月二十三日（火）十時から十一時三十分まで

鶴ヶ島市南市民センター 展示室

オ 令和六年七月二十三日（火）十三時から十四時三十分まで

川越市名細公民館 会議室一・二号

### 三 都市計画決定権者の名称

坂戸市

### 四 意見を聴こうとする事項

坂戸市が作成した坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見